

平成 29 年度 NGO による講演会等の経費助成施策の実施要領

一般財団法人 ゆうちよ財団
国際ボランティア支援事業部

1 対象団体

NGO 海外援助活動助成事業の助成を受けている団体又は平成 22 年度から平成 26 年度に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けている団体

2 助成の要件

- (1) 講演会等は、日本国内で実施するものとする。
- (2) 講演会等は、団体の行っている事業が NGO 海外援助活動助成事業又は国際ボランティア貯金の寄附金配分を受けている事業の内容がメインの講演会等であること。
- (3) 講演会等は、当該団体会員及び一般市民又は小中高等学校の児童・生徒を対象とし、参加者が概ね 30 人以上と見込まれるものであること。
- (4) 他の団体等から助成を受けていない講演会等であること。
- (5) 複数の NGO が実施する行事等における講演会等は対象外とする。
- (6) 申請の際に開催年月日、会場が決定していること。
- (7) 申請内容に変更がある場合は、必ず電話またはメールで報告すること。
- (8) 経費は申請した講演会等のみに係る経費とする。高額備品購入のための一部経費は除外。
- (9) 会場費を助成対象とする場合は、見積書を添付する（HP 等に掲載されている料金表可）。なお、必要と思われた場合は、他の項目についても見積書等資料の提出を求めることがある。
- (10) 講師日当は、講師名、肩書き、金額を記載する。複数に支払う場合は、複数人分記載すること。また、申請団体における有給の代表者や理事又はスタッフ等を対象としていないこと。
- (11) 交通費は、請求者分の内訳（どこの駅からどこの駅までなのか）を明記する。
- (12) 配布資料作成費、スタッフ経費、その他の経費は、具体的に内容を記載する。なお、必要と思われた場合には領収書の提出を求めることがある。
- (13) NGO 講演会等経費助成申請書（以下「申請書」という）「Ⅲ講演会等の概要」9 から 14 については、該当する回答に○印を付ける。
- (14) 講演会等では別紙アンケートを配布し、参加者の皆様にご記載いただき、回収後の用紙は全て当財団へ提出すること。（集計は当財団にて行う）
- (15) 講演会等終了後は、下記 5 の提出書類を期限内に提出すること。

3 助成金額及び回数

- (1) 平成 29 年 4 月～平成 30 年 2 月末日までに実施する講演会等で、助成金額は 5 万円まで。

- (2) 助成回数は、上記(1)の期間中1団体1回限り。
- (3) 先着順に審査し、助成件数が20件に達した場合には、申請期間中であっても受付を終了する。

4 助成の申請及び決定通知

- (1) 平成29年4月～平成30年1月末日までを申請の受付期間とする。
- (2) 助成の申請は、当財団ホームページに掲載されている申請書を当事業部へ提出すること。申請内容が条件に合致するか否かを審査し、その結果を申請書到着後概ね3週間以内に通知する。

5 講演会終了後の提出書類

- (1) 講演会終了後 2週間以内 (2月下旬に開催した場合は、3月10日まで) に、下記の書類に必要事項を記載のうえ当事業部へ郵送にて提出すること。

- ① 終了報告書

終了報告書には、必ず講演会の概要がわかる配布チラシ・パンフレットを添付すること。添付されていない場合は、請求する場合がある。

- ② アンケート用紙 (回収された用紙すべて)

- ③ 報告レポート

講演会の概要 (講演会名、会場、対象者、講演者、配分事業の概要、講演内容、参加者の感想等) を A4 用紙 1、2 枚程度にまとめ Word にて作成。会場の看板と講演会模様を撮影した写真データを 2～4 枚添付。メールでも送付すること。
※終了報告書、報告レポートの様式及び記入例は当財団のホームページに掲載
http://www.yu-cho-f.jp/international/NGO_aid.html

6 助成金の支払時期及び支払方法

- (1) 上記5の提出書類を受領後、記載内容と添付写真等を確認の上、指定された口座に助成金を払い込む。支払いは、提出後、1～2か月後。
助成の決定をしても、報告書が提出されない場合は助成金を支払うことはできない。

7 その他

- (1) 配布資料に後援又は共催として「一般財団法人ゆうちょ財団」と記載すること。
- (2) 次の事項を当事業部のホームページで周知する。
 - a. 本施策内容 (変更する場合を含む。)
 - b. 助成の決定がされた団体の講演会等の開催予定
 - c. 講演会終了後に提出された報告レポート及び写真

【お問い合わせ・送付先】

一般財団法人 ゆうちょ財団 国際ボランティア支援事業部 (担当: 安藝、芝沼)
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 3-7-4 ゆうビル 5階

■TEL: 03-5275-1815

■FAX: 03-5275-1807

■E-mail: vlcenter@yu-cho-f.jp